

災害復興政策の提言

2011年4月11日 隅藏康一

・今後の日本社会においては、エネルギー消費量の削減と経済活性化の両立を実現しつつ復興を果たすための、具体的政策が求められる。

・そのためには、

①エネルギー消費量の削減と経済活性化の両立のための新技術の開発促進

②その技術を実装した製品の普及

が必要である。

・「エネルギー消費量の削減と経済活性化の両立」ための新技術の一例として、電力消費量の少ない（あるいは電力消費の不要な）冷却技術、といったものが考えられる。それを製品化した冷蔵庫の設置を、外食産業に対して奨励すれば、外食産業のもたらす経済的アクティビティを低減させることなく、電力消費を減らすことができると期待される。

・①「エネルギー消費量の削減と経済活性化の両立のための新技術の開発促進」のためには、広くニーズを収集するための仕組みづくり、ならびに、研究開発を促進するための施策が必要である。研究開発の促進にあたっては、このような技術の開発主体は多くの場合に中小企業であることを鑑み、中小企業の研究開発インセンティブを高めるための施策が求められる。

・②「その技術を実装した製品の普及」のためには、当該製品がエネルギー消費量の削減にどの程度の効果を持つかを正確に評価した上で、政府が特定の産業に対して当該製品の使用を奨励することが必要である。

これらの点を考慮して、以下のような提言をいたします。

1. エネルギー消費量の削減と経済活性化の両立のために望まれる新技術へのニーズを収集する。そのために、ウィキペディアのような誰でも書き込んだり編集したりすることができるボトムアップ型のウェブサイトを設置して、ニーズの書き込みを募る。
2. 専門家による推進委員会により、上記の新技術ニーズのうち必要性の高いものについて、「緊急ニーズ技術」として認定する。
3. 「緊急ニーズ技術」を開発しようとする企業に対して、以下のような優遇措置が取られるようにする。
 - ・「緊急ニーズ技術」の研究開発費について、税制上の優遇措置を受けることができる。
 - ・「緊急ニーズ技術」の研究開発費を借り入れる際に、政府（あるいは関連機関）の債務保証を受けることができる。
 - ・「緊急ニーズ技術」の成果について、特許出願し審査を受けるために必要な審査請求手数料、ならびに特許が認められた際の特許料の、減免措置を受けることができる。
4. 「緊急ニーズ技術」を実装した製品が完成した場合、その性能（特に、エネルギー

一消費量を削減する性能)を正確に評価し、一定の基準を満たすものについては、「緊急ニーズ技術搭載製品」として認定する。

5. 「緊急ニーズ技術搭載製品」を使用する企業に対して、税制上の優遇措置を取り、製品を普及させる。

以上